

こどもの平日の休みに関する新しい制度について

1 自由討議の目的

各自治体で「ラーケーション」など平日に学校を休んでも欠席扱いにならない制度の導入が進んでおり、熊本県教育委員会でも今年度から「くまなびの日」が実施されている。こうした状況の中で、熊本市においても、こどもの平日の休み方について制度化する必要があるのか、また、制度化する場合にはどのような制度が望ましいのかについて、教育委員の意見を伺う。

2 制度の要件についての検討

要 件	メリット	デメリット
①保護者とともに過ごす	休日に仕事をされている家庭にとって、こどもが保護者と過ごす時間が確保される。	保護者が平日に休めない場合、こどもと過ごす時間を確保することが難しい。
②学びや体験を行う	学校以外の場所や方法で学ぶ機会となり、様々な体験をすることによって、こどもの視野が広がる。	家族での旅行などに限定すると、こどもが自ら考えて決める「過ごし方」の幅が狭まる。
③理由不問で休める	大人の「年休」と同様に、児童の権利条約が定める「休息及び余暇の権利」の保障につながる。	正当な理由があっても、規定の日数を超えて休むことに罪悪感が生じかねない。
④事前申請書の提出	学校が、休暇中の過ごし方について、確認をすることができる。	先行実施の自治体のアンケートによると、申請書提出に対する保護者の負担感がある。

3 その他の検討事項

- ・出欠の扱いについて…「出席停止・忌引き等」と同じ扱いでよいか
- ・日数について…3日は適当か
- ・誕生日に休める制度（バースデー休暇）など、上記の規定によらない、こどもの新しい休暇制度について